

特例子会社

ケース

オーク・フレンドリーサービス(株) (株)大林組特例子会社

1 事業所概要

総合建設業の大林組の特例子会社として平成13年に設立。大林組東京本社ビル内等で清掃業務や、印刷・複写・製本業務、郵便物などの仕分けや配送業務を行っている。

従業員数は12人で、10人が知的障害者、うち重度1人。

2 障害者雇用への取り組み

(特例子会社設立の趣旨・経緯)

「障害者の雇用は企業の社会的義務であり、障害者が職業を通して社会参加することは社会全体にとって必要である」という考えに基づいて設立された特例子会社で、職域を限定せずに、大林組本社内等で知的障害者に適した業務を選定して派遣、そこで健常者と一緒に仕事をしている。

特例子会社の設立にあたり、雇用する障害者のタイプと職種の検討をしていく中で、清掃や単純作業など、これまで健常者が行っていた仕事で人員が足りない部署に知的障害者を配置するという方針が立てられ、特例子会社では知的障害者に限って雇用することとした。また、身体障害者と知的障害者の職域の違い等を考慮して、同じ職場で同じ仕事をするのは難しいと判断し、身体障害者は、親会社の方で雇用していくこととした。

知的障害者は「午前中は左から、午後は右から」といったような手順がその都度変わるような仕事は不得意なことがあることから、受け入れられる職場に対しては、事前に「彼らの目線で物

事を捉え、彼らのテンポで対応してほしい」とお願いしている。

今後も雇用者数を増やす方針で、具体的には大阪本店で東京と同様の業務を行う計画である。また、職域も徐々に広げていきたいと考えている。

3 採用・雇用管理等

採用は、ハローワーク、社会福祉法人、NPO法人などを通して行っている。採用に際しては、必ず事前に職場実習を行うこととしている。採用に際して重視する点は、本人の働く意欲及び性格である。

4 他社へのアドバイス

(特例子会社を設立したことによるメリット)

特例子会社を設立することで、親会社単独ではなかなか上がらなかった雇用率が短期間で改善した。親会社では、障害者が担当する業務を見出すのが困難であったが、特例子会社を設立したことにより、障害者が担当可能な職種を探し出すことが容易になり障害者の採用が進んだ。また、一つの事業所に障害者が数多くいることで障害者の特性や雇用管理の方法などの理解が進み、そのことを親会社へ伝授することにより、親会社の障害者雇用に関する知識も向上している。

知的障害を持つ人は、時間をかけて指導すれば驚くほどの能力を発揮する。最初から「できない」と決め付けず、職場内で伸び伸びと働ける環境を作り、本人の意欲・能力を引き出して行くことが大切であると考えている。

Aさんの場合

【職種・雇用形態】

清掃業務。正社員。

【障害状況等】

知的障害、軽度。

【採用の経緯等】

社会福祉法人からの紹介で、入社。

【職務内容及び職務遂行の現状】

墨田区内のオフィスビルで、同じ業務を行う健常者と一緒に執務室やトイレ、外回りなどの清掃をしている。普段は障害者2人がペアになって働いている。

現場の仕事は一緒に働く健常者から教えてもらった。最初はモップを上手く絞れず苦勞したが、何度も繰り返すことで、1ヵ月ほどで健常者と同じようにできるようになった。知的障害者は仕事を覚えるまでは時間がかかるが一度覚えた仕事は丁寧であり、Aさんも現在は堅実に仕事ができている。

【雇用管理】

勤務時間は原則として8時30分～17時15分で、休日は土日・祝祭日等。清掃を担当する場所によっては出勤時間が早まることもあるが、その場合も実働時間は7時間45分で、残業はほとんどない。ただし、休日にビル内で行事等が行われる場合、休日出勤もある。

社会福祉法人のグループホームで生活しているが、家賃・食費も自分の収入から支払っており、食事の賄い付きの下宿と同じような生活をしている。社会福祉法人とは、すぐに連絡を取り合える体制にしている。

Bさんの場合

【職種・雇用形態】

郵便物の集荷や配達業務。正社員。

【障害状況等】

知的障害、重度。

【採用の経緯等】

地域の就労援助センターからの紹介で、入社。

【職務内容及び職務遂行の現状】

大林組東京本社のメールセンターで、機械設備を操作しての郵便物の集荷、集荷した郵便の手作業での仕分け、外部へ発送する郵便物を計測し料金を調べて発送する作業を行っている。メールセンターから各フロアーには搬送機で発送するため、各部署に直接配達することはない。

漢字も含めた文字の認識ができるため郵便物の仕分けそのものの問題はなかったが、社内の部署名をすべて覚えるまでかなりの時間がかかった。

Bさんは、働くのは初めての経験で障害程度も重く心配していたが、業務が終了した報告の電話を会社に向けられるようになるなど、重度の知的障害の固定観念を崩すような伸びが見られる。また、同じ職場に知的障害者がもう一人おり、良い意味での競争心も芽生えてきている。

【雇用管理】

勤務時間は原則として8時30分～17時15分で、休日は土日・祝祭日等。

自宅から一人で電車に乗って通勤している。